

記載要領等**遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書****《使用目的等》**

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○ 相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください（相続人等申請者の住所・氏名等が書ききれない場合は、「○ 相続人等申請者の住所・氏名等」欄の末尾又は欄外に「別紙あり」等と記入のうえ、適宜の用紙に相続人等申請者の住所、氏名及び続柄を記入してこの承認申請書に添付して提出してください。）。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

《記載要領等》

- 1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、「提出先」欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき { } 内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

- 2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。
- 3 「(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。